

## 法務省政策評価懇談会（第30回）議事録

### 1. 日 時

平成23年11月10日（木）10:00～12:00

### 2. 場 所

法務省会議室（1階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
(座長) 川端 和治	弁護士
佐久間総一郎	新日本製鐵株式会社執行役員
田辺 国昭	東京大学公共政策大学院院長
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
山根 香織	主婦連合会会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

法務大臣政務官	谷 博之
官房長	黒川 弘務
官房審議官（総合政策統括担当）	中川 清明
官房参事官（予算担当）	佐藤 隆文
秘書課総括補佐官	田邊 孝文
秘書課企画調整官	鎌倉 克彦
秘書課上席補佐官	内堀 和人
施設課技術企画室長	大塚 明弘
厚生管理官総括補佐官	藁谷 和彦
訟務部門訟務広報官	竹中 章
官房付兼司法法制部付	丸山 嘉代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
官房参事官（刑事担当）	田野尻 猛
刑事局付	石渡聖名雄
矯正局成人矯正課企画官	小山 定明
保護局観察課処遇企画官	幸島 聡
人権擁護局参事官	葛谷 茂
入国管理局入国管理企画官	丸山 秀治

法務総合研究所総務企画部副部長 丸山 毅  
公安調査庁総務部総務課企画調整室長 赤木 俊則

<事務局>

秘書課長 小川 秀樹  
官房参事官（総合調整担当） 柿崎 伸二  
秘書課補佐官 岡村由美子

#### 4. 議 題

平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

#### 5. 配布資料

資料1：平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：平成23年度における政策評価の実施について

#### 6. 議 事

○川端座長：それでは定刻になりましたので、これより第30回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、谷法務大臣政務官から挨拶があります。お願いします。

○谷法務大臣政務官：皆さん、おはようございます。

今日は、朝から大変御苦労さまでございます。第30回政策評価懇談会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございます。政策評価は、国の行政機関が政策の効果を測定・分析をして、客観的な判断を行うことによつて、政策の的確な企画立案や実施に役立てるものであり、その導入から10年が経過したところでもあります。また、昨年12月に閣議決定された平成23年度予算編成の基本方針におきましては、政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化、連携強化を含め、政府全体におけるPDCAサイクルの整理・強化について検討を行うこととされております。予算編成に資する政策評価を推進し、各施策について必要性や効率性、あるいは有効性等の観点から不断の見直しや改善を行っていくことは、この閣議決定の趣旨からも重要な意味を持つものであります。

このような趣旨から、本懇談会におきましては、様々な分野で御活躍をいただいております皆様に忌たんのない御意見をいただき、その議論を重ねてまいりたいと思っております。どうかよろしくごお願い申し上げます。

引き続き、法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

○川端座長：それでは、続きまして委員の交代についてであります。

このたび、新たに佐久間委員に御参加いただくことになりました。また、本日は昨年度から御参加いただいております南雲委員に御出席いただいておりますので、佐久間委員と南雲委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

○佐久間委員：新日鐵の佐久間と申します。よろしくご申し上げます。私は企業法務を30年近くや

っておりますけれども、行政機関の政策評価に関わるのは初めてでございます。何とぞよろしく  
お願いいたします。

○南雲委員：御紹介いただきました連合会の南雲と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○川端座長：ありがとうございました。

続きまして、法務省のメンバーが変わっておりますので、黒川官房長に一言お願いいたします。

○黒川官房長：御紹介いただきました黒川でございます。私は、官房勤務が長くて、この政策評価懇談会もれい明期からずっとお付き合いさせていただいております。先生方の御尽力によりましてようやく法務行政が分かりやすくといえますか、つかみやすくといえますか、説明しやすくなってきているところだと思いますので、引き続き御評価をよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

○川端座長：引き続きまして、事務局から当懇談会の座長代理の指名について御説明願ひます。

○小川秘書課長：今後、この懇談会におきまして、急きよ座長に御出席いただけないという場合も考えられますので、そのような場合に備えまして、あらかじめ座長代理をお決めいただく必要があるかと存じております。座長代理につきましては、座長から御指名をいただきたいと思ひます。川端座長、お願ひいたします。

○川端座長：それでは、座長代理につきましては、私から指名させていただきます。

座長代理は、前田委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

それでは、前田委員に御了解いただきましたので、一言御挨拶をいただきたいと思ひます。前田委員、よろしくお願ひいたします。

○前田委員：座長からの御指名ということですので、どこまで務まるか分かりませんが、頑張つてやってみたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○川端座長：ありがとうございました。

ここで、法務大臣政務官は公務により退席いたします。

○川端座長：それでは、議事に入ります。

本日の審議事項及び政策評価制度に関連した最近の動きについて、事務局から説明をお願ひいたします。

○小川秘書課長：それでは、私から本日の審議事項と政策評価制度に関連いたしました最近の動きについて御説明させていただきます。

最初に、席上の配布資料でございますが、資料1は「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)」というものでございます。資料2は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は総務省行政評価局長通知の「平成23年度における政策評価の実施について」ということになっております。

なお、政策評価に関連いたします法令ですとか閣議決定などの参考資料につきましては、適宜御参照いただけますよう、席上に用意してございます。

まず、本日の審議事項でございますが、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)」についてでございます。事後評価の実施に関する計画は、いわゆる政策評価法第7条におきまして、「行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければな

らない」とされていることを受けまして、平成23年度に実施し、平成24年度に評価を行う政策につきまして、その評価手法などに関しまして定めたものでございます。例年でありまして、3月に開催する本会におきまして御審議をいただくというところでございますが、総務省が進めております目標管理型の政策評価の改善方策との関係ですとか、本年の震災による影響などのため、今年は従来より遅れて御審議いただくということになったものでございます。

平成23年度の対象施策などにつきましては、資料1の7ページを御覧ください。こちらにございます別紙3のとおりでございます。

次に、審議に先立ちまして、私から目標管理型の政策評価の試行的取組につきまして御説明させていただきます。

本年度における目標管理型の政策評価の試行的取組につきましては、前回の懇談会においても御説明したところでございますが、今回の御審議に関係いたします事前分析の実施について、改めて御説明させていただきます。

資料3の本年4月27日付け総務省行政評価局長通知の2ページの「2評価の前提となる事前分析の実施」の「(1)趣旨」というところを御覧ください。

目標管理型の政策評価の改善方策においては、目的、目標の達成手段などがいかに目標などの実現に寄与するかについて事前の想定を明確にすることなどが必要とされております。このため、目標などの設定段階における事前分析の充実と一覧性、それから統一性の確保を図るため、事前分析表を作成するものとされているところでございます。

ただし、本年度は試行的な取組とされておりまして、その具体的な実施方法などについては各府省に判断が委ねられているということから、当省におきましては、実績評価方式によるとされております対象の8施策につきまして試行を行うことといたしまして、事前分析表を作成するということとしてございます。

なお、この事前分析表には、達成手段の欄に行政事業レビューの対象事業に係る情報を記載しております。これは、4ページの「5政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について」というところがございますように、政策評価と行政事業レビューの両者の連携を確保するという観点から、施策と当該施策を構成する事務事業を一覧的に明らかにするため、関連する事務事業全てを記載することとされており、そのため政策評価の対象である施策の目標や測定指標と直接的に関連しない事務事業についても、先ほど申し上げましたような連携を図るという観点から、記載しているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見あるいは御質問などがありましたらお願いいたします。

特にないようですので、議題である「平成23年度事後評価の実施に関する計画（案）」について御議論いただきたいと思っております。

初めに、基本政策I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○柿崎官房参事官：それでは、資料1の8ページをまず御覧ください。

施策名欄のところがございますように、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

この施策は、施策の基本目標欄に記載がありますように、社会経済情勢等の変化に応じた民

事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成するというものであり、評価方式といたしましては、総合評価方式を採っております。

この施策の目的・目標や法整備の具体的内容につきましては、資料の10ページから12ページに別紙として添付をしております。御覧いただきますと、左側の欄が目的・目標の具体的内容であり、右側の欄に法整備の具体的内容を記載しております。

事後評価の実施計画の内容といたしましては、9ページにお戻りいただきまして、「3. 評価手法等」のところに記載がございますように、「本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。」ものであり、本年度は、昨年度と同様に中間報告との位置付けとなっております。

次に、15ページを御覧ください。

施策名「法教育の推進」について御説明いたします。

本評価は実績評価方式を採っておりますので、先ほどの事務局からの御説明のとおり、目標管理型の政策評価の試行的取組により、実施計画を新たな様式による事前分析表により作成しております。この施策は、「法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。」というものでございます。

計画の内容といたしましては、法教育推進協議会等の活動状況及び法教育に関する広報活動等の実施状況という二つの測定指標について目標を設定して、評価を行うこととしております。

なお、16ページ下段を御覧いただきますと、「達成手段」という形で法教育の推進の事業を記載しておりますが、これが先ほどの説明にございました行政事業レビューの対象事業に係る情報を記載している部分ということになります。

次に、18ページを御覧いただきたいと思っております。

施策名「法務に関する調査研究」としての「諸外国における位置情報確認制度の研究」について御説明いたします。

「諸外国における位置情報確認制度の研究」は、諸外国の位置情報確認制度を調査分析することによりまして、GPS発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目標としております。

評価形式としては、事業評価方式を採っております。

計画の内容といたしましては、19ページの「3. 事前評価の概要」のとおり、平成21年度に事前評価を実施した結果、「早期に研究すべき研究課題」とされたものでございます。

21ページの「4. 評価手法等」のとおり、平成22年度の1年間で行う「諸外国における位置情報確認制度の研究事業」につきまして、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、23ページから26ページまでの評価基準を添付しておりますが、こちらの評価基準に基づきまして研究実施後の効果測定を行うこととしております。

続いて、27ページを御覧いただきたいと思っております。

同じく「法務に関する調査研究」としての「飲酒の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合研究」について御説明いたします。

この施策は、飲酒の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析をすること

により、その再犯防止と効果的な処遇を実施するために必要な基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目標としております。

方式としては、事業評価方式を採っております。

研究の内容といたしましては、28ページの「3. 事前評価の概要」のとおり、平成19年度に事前評価を実施した結果、やはり「早期に行うべき研究課題」とされております。

また、「4. 評価手法等」を御覧いただきますと、平成20年度から平成21年度までの2か年で行う飲酒の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合研究について、研究評価検討委員会において研究実施後の効果判定を行うこととしております。

基本政策Ⅰに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見・御質問があればお願いしたいと思います。

○中村委員：細かい記述のところについての質問ではないのですが、若干基本的なことについて、まず刑事のところに関しまして2点質問がございます。

一つ目は、私は消費者に関する集合訴訟の検討の会合に参加をしておりましたけれども、その検討の過程で、もともとのところは消費者についていろいろな新しい被害が起こっているということに関して、対策を打っていかねばならないということで、いろいろな検討がされてきたわけですが、その一つとして集合訴訟ということについて、一応一定の結論が出されて、今、法制化が進んでいると。現在はその次の段階としまして、行政手法による対策ということで、消費者庁で検討がされておりますけれども、その今検討されている方法としては、いわゆるすき間事案ということに関して財産事案に広げるということで考えられております。すき間事案と申しますのは、今の各行政で対策がとられていない、法律上とることができないところについて消費者庁で対策をとるようにするということなのでございますけれども、実際に今、起きています事案を見ておきますと、例えば外国の通貨に関する犯罪や詐欺事件のようなものでありますとか、あるいは証券詐欺のようなものでありますとか、ほとんど刑事的な詐欺事案に該当するような内容のように思われるのですが、そのあたりについて、例えば消費者庁と刑事局が協力して、何らかの施策と申しますか、早期に手が打てるような形とか、そういう方法が、今、検討されている内容よりもより効果的なように思われるのですが、そのあたりのところについて、何か法務省としてできないのかどうかというところが1点目でございます。

2点目につきましては、これは世の中でもよく言われておりますように、刑事手続に関しまして見える化と言いますか、いろいろな形で改善をするということが、今、世の中の的には関心の高いところだと思うのですが、これにつきましてこの評価の中で、あるいは今後の施策ということの中で、どういう位置付けとして考えておられるのかと。この2点について御教示いただければと思います。

○刑事局：まず、御質問のございました1点目の詐欺的な事案への対処ですが、これは被害者からの被害の届出あるいは関係機関からの情報提供がございましたら、検察当局においてこれを捜査するということになります。また、多くの事案は警察にまず被害届あるいは情報提供がなされ、警察が捜査をした上で事件送致を検察庁が受けるという対応になるかと思いますが、こういったことで刑事的な対応をしっかりとするということが大事だと思っております。また、こういった悪徳商法の類につきましては、消費者庁、警察庁、金融庁などで悪徳商法の関係省庁連絡会議を設置していると承知しており、法務省といたしましても、これらの機関と連携の

上、消費者被害への対応に努めたいと考えているところです。

2点目の刑事手続の見える化、可視化ということかと思いますが、これにつきましては、平成23年度の予算要求の中には入っておりませんので、今回の政策評価とは別の位置付けになると思っております。

○中村委員：ありがとうございました。

○川端座長：そのほかの御質問なり御意見はございませんか。

○佐久間委員：ありがとうございます。初めてということなので、既に御議論されていれば教えていただければということでございます。

評価の方法ということで具体的に見ますと、先ほどの「諸外国における位置情報確認制度の研究」の評価基準の21ページ、22ページに、具体的に必要性、効率性、有効性について評価がされていて、合計点が87点と、ここには記載されていると。事前評価というのは、この必要性、効率性、有効性、その三つが同じ比重で加算されるというのは何となく分かるのですが、事後に評価した場合は、この必要性と有効性というのはダブるところが基本的にはあるのではないかと。とすれば、単純に足すのではなくて、やはり比重としては効率性がもう少し比重が高くなるのかどうかという気がしたわけです。つまり、有効であれば当然必要だというふうなところもあるので、そこを単純に足すというのがどういう考えなのかということについて教えていただければと思います。

○法務総合研究所：法務総合研究所総務企画部の丸山でございます。今、御指摘のありましたこの23ページ以下の評価基準でございますが、これは法務総合研究所における研究の評価基準として、平成21年度から運用を開始したものでございます。これは、平成20年度に関係各局と協議しながら作成したものでございますけれども、そのときには、議論の中では、特にどれを活用するうんぬんということを検討したとは聞いておりませんで、どういう基準を作って、それまではこういった点数の基準がなかったものですから、どういう基準を作っていったらいいのかという点に重点を置いて作成したものと理解をしております。この基準は、今申し上げたように平成21年度から使い始めているもので、まだ実績を積み上げていきながらまた見直していこうと考えているものでございまして、御指摘の点も含めながら今後の基準については、また考え直したいと考えております。

○佐久間委員：ありがとうございました。

○前田委員：それに関連してですけれども、ここでの評価を動かすのだとすると、予算の評価の問題にもこれはつながっていくのです。我々もこういうGPSの研究とかやっているわけですが、これだけのお金が何に使われたかと、それに対して成果物がどれだけのものであるかという疎明は要るのだと思うのです。そのところが、だから評価の中に入れていただくかどうかは別として、こういう場に評価するところで、いろいろな問題全て予算との見合いで必要性があるというのはいいのですけれども、これだけかける意味があったのかとか、これだけかけて、文献情報だと思うのです。視察に行ったのかもしれない。ただどういうものにどれだけ使ったのかと。そのところは今後、ちょっと頭に置いていただきたいという気がいたします。

○法務総合研究所：御趣旨は賜りましたので、その点を念頭に置いて今後も検討を進めてまいりたいと思います。

○田辺委員：2点ほどございます。一つは、この法教育の推進というところで、法教育の推進自

体はすごくすばらしい目的だと思っておりますけれども、これはどういう形で評価するのかと。特に今回は事前分析表の中では、具体的にはこの協議会の開催数と、それからシンポジウムに関わる開催数という形になっておりますけれども、実際の法教育はもうある程度動いていますので、例えば小学校であるとか中学校であるとか、義務教育レベルにおける恐らく総合何とかという時間を使うのかもしれませんが、それがどのくらい実際に行われているかとかいう、そういう把握というのはなかなか難しいのでしょうか。これだと、簡単に言うと、開けばそれでオーケーという評価に絶対になりますので、それは少なくとも法教育の推進と関わっているところの目的ではないのではないかという気がしたというのが1点目でございます。

それから、2点目は、これも考え方は問題だと思うのですが、評価実施予定時期というのが平成24年8月という形になっております。これは概算要求の締切りのところで出すものの時期を挙げているので、実際にはこの前に評価というのが行われているのだろうという気はいたします。ちょっと表現が、恐らく政策評価書の公表みたいなのがこの時期に来るのではないかと思うのですが、予定の時期をもう少し何か表現ぶりがあるのかというところでございます。

この法教育の方は、数字が集まるのは平成22年にやったのが平成23年以降に分かるという感じはするのですが、他方、残りの研究の部門の二つというのは、平成21年、22年に行われたのを平成24年8月に反映させるという形になっています。恐らくやれば、報告書は平成22年内に出てくるのではないかと。そうすると、1年半置くよりも、むしろ1年後の今年の8月ぐらいまでにその対応というのはできなかったのかというのが素直な、研究してその後どうしたという評価でありませんので、その研究がどういう成果があったかというところだけに限定するのは、もう少し早いフィードバックというのが可能ではないのかと思ったというところでございます。この2点お願いいたします。

○司法法制部：司法法制部の丸山でございます。

お尋ねの点でございますが、今回のものについては平成23年度、今年度を実施するものの評価ということでございますが、田辺委員から御指摘いただきましたように、正に学校現場でどの程度実施されているかというのは非常に重要なことだと思っております。平成21年度に学習指導要領が改訂されまして、法や決まりに関するものが取り入れられましたが、それが平成23年度、今年度から小学校、来年度から中学校、再来年度から高等学校ということで完全施行されてまいります。司法法制部といたしましても、今年、完全施行の下で法教育の授業が各学校で行われているはずでございますので、来年度に関しましては実情調査、学校での法教育実施の実情調査の予算要求を、今、しているところでございます。そういった実情調査を行いまして、どの程度実施、時間数として、例えばどの程度実施しているのか、内容としてどういった教材を使って実施しているのかといったようなことについて調査してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○川端座長：次の点は法総研でしょうか。この研究の成果はもっと早く分かるから、その結果の反映はもう1年前にできるのではないかという御意見です。

○六車委員：全くそのとおりだと思います。特にほかにありませんけれども、別のことの質問はまたありますので、今に関連するのでよろしいですか。

田辺委員の第1問と重なるかもしれませんが、16ページあるいは15ページから16ページにか

けての法教育，私もこれは非常に重要だと思っているのですけれども，これはどういうふうに評価するのか。ちょっとこの見方が見なれていないせいかもしれませんけれども，16ページの一番上のところに参考指標というのがありまして，開催実績，平成18年度から平成22年度まで数字がありますけれども，これはかなりばらばらですけれども，これはどういう意味で参考指標になるのかとか，その次の，これも基本的なことで恐縮ですけれども，測定指標というのがありますけれども，網掛けのところ，この測定指標は参考指標とどういう関係になって，その次の欄の測定指標の選定理由及び目標とかありますけれども，これももう一つよく分からなくて，更に次にまた参考指標というのが出てきて，シンポジウムの回数とか，シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度というのがあるのですけれども，こういう何か会議を開いたとか，シンポジウムに来た人がどう満足したということではなくて，子どもたちがどういうふうによかったのか，受け入れたのか。そういうことを何らかのやり方で評価すると。あるいは文科省の協力を得る必要もあるかもしれませんけれども，数値がいろいろ出ていたりしているのと法教育ということの評価ということが何か合わないような感じがして，その辺をどういうふうにお考えかということをお聞きしたかったのです。

○**司法法制部**：御指摘のとおり，法教育の成果を数字で測るとするのは，困難であり我々も参考指標などを置くときに苦勞したというのが事実でございます。法教育の推進に関しては，法務省では法教育推進協議会という会議を置いて，大きな施策について検討しているというものがございまして。そして，もう一つは，法教育に関して広く広報活動を行って，学校現場，教員の先生方，法律家に知っていただくことを行っています。その大きな二つの柱があると考えております。

前者については，協議会で何をしたかということが非常に重要ですので，測定指標としては，協議会等の活動内容も含めた活動状況ということで置いておりますが，活動内容を書くのも難しいことですので，参考指標として数値化できるものとして会議を開催している回数を置いております。委員の御指摘のとおり，ばらつきがあるのですが，推進協議会自体は年間大体4回前後で推移しておりますが，例えば平成19年度，平成21年度にそれぞれ12回，22回とありますのは，推進協議会のもとに教材作成部会というものを設けまして，小学生を対象とした教材あるいは私法分野に関する教材を開発していたので，この年度に関しては部会の回数を加算しているためばらつきがあるということになっております。全体の施策を検討する推進協議会の開催実績は，おおむね4回前後で毎年推移しております。

○**六車委員**：それだったらそれを書けばいいではないですか。何で書かないのですか。これだけ見て私たちに評価しろと言われても，ばらつきがあって，こんなのはどうして使えるのかと思う。ほとんどが4で，それ以外の教材作成というのは別です，それを除けばこういうふうになりますという表を一つ入れれば，何の問題もないというか，だれも疑問も起きないように思うのですけれども，どうしてそういうことをしないの。

○**司法法制部**：すみません，そこまで考えが至りませんで，そういった分かりやすい内容に改めさせていただきたいと思っております。

○**川端座長**：関連して私からもお伺いしますけれども，これは私も22回から4回に急減しているのか，予算もどんどん減っているというのはどうしてなんだろうと思ったのですが，今の御説明を聞くと，一応教材も用意ができたので，開催回数も減ったし予算も必要なくなったということになるのですか。

- 司法法制部：おっしゃるとおりでございます。
- 川端座長：ただ、法教育自体はものすごく重要なテーマだと思うのです。今まで日本ではやられていなかったことなので、道德教育でもない、法学教育でもない、法教育というものは一体何なのかというのについて、コンセンサスを心得て実際に学校の現場で教えるというのは、例えば文科省に任せておけばいいというような問題ではないという気がするのです。その意味で、何か一山越えて仕事は終わりという感じになってはいないかというのがちょっと心配ですけれども、その点はどうでしょうか。
- 司法法制部：それは、先ほども申し上げましたとおり、来年度からは完全施行された学習指導要領のもとでの法教育が実施されますので、そこでの実情調査を行ってまいりたいと思います。実情調査の主な目的は、次の学習指導要領改訂に向けまして、法務省あるいは法教育としてどういったことを更に追加してほしいということを文部科学省あるいは中央教育審議会に対して意見を申し上げたいと思っておりますので、これで終わりと考えているわけではなく、実情を踏まえてさらなる施策を作ってまいりたいと思っております。
- 川端座長：六車委員、よろしいですか。
- 六車委員：はい。
- 山根委員：すみません、このところばかりで恐縮ですけれども、私も、法教育研究会と推進協議会ができて大分たちますし、そろそろ検証していくところかなと思っておりましたので、来年度の検証の評価というか、期待しております。
- それで、裁判員制度の見直しというのも来年度、3年目の見直しというのもありますし、消費者教育推進法というのが、今、制定が予定と聞いておりますので、そのあたりも相当重なる部分もありますし、世間の関心も高まってくるころだと思っておりますので、連携して考えていく必要があるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 司法法制部：御意見ありがとうございました。そういった点を踏まえて、更に推進に努めてまいりたいと思ひます。
- 山根委員：一番最初に伺えばよかったのですが、全然別なことで、3月11日の震災と原発事故の影響ですね。いろいろ考慮されるべきというような資料もございましたが、今回の評価作業というか、今回の議題でそのあたりを考慮するような部分というのは特になのでしょうか。今回の作業の中では関連して考えることはないということによろしいのでしょうか。それだけ確認させていただければと思ひます。
- 柿崎官房参事官：今、御説明して見いただいている基本政策Ⅰの関係で、震災の関係で計画の中に特にその内容を含んでいるというものはございません。
- 川端座長：罹災都市借地借家臨時措置法の法整備を行うというのは関係しないのですか。
- 柿崎官房参事官：失礼しました。基本法制の整備の点では震災対応の法整備というものが含まれております。その点はございます。
- 川端座長：あと、平成22年度の法務省の事後評価実施結果報告書で、平成8年法制審議会の答申に係る選択的夫婦別姓制度の導入、嫡出でない子の相続分の同等化、女性の婚姻年齢の引上げについて、引き続き関係各方面にその内容等を十分に説明しながら検討を行っているという記載があったのですが、今回の計画案からそういう部分の記載が落ちています。これは、9ページを見ると、依然として存在する課題、ニーズに対応するため、更に集中的に取り組む対象をここに書いてあるということですので、もうそういう対象ではなくなったということな

のかなと考えたのですけれども、その理由は一体何なのでしょう。いろいろこれは議論があって立法化が進まないというのは理解しているのですけれども、少なくとも非嫡出子の相続分については、これは適当な事件が最高裁まで上がれば恐らく憲法判断がなされるだろうと言われている事項ですので、やはり立法について取り組んでおく必要があるのではないかという気がするのですが、その点はどうなのでしょう。

○民事局：民事局の藤田でございます。

今、御質問のございました夫婦別氏制度と非嫡出子の相続分に関する取扱いの件でございます。それにつきましては、法制審議会がかつて議論をして、一定の方向が出された課題でございますけれども、御承知のとおり、現在も各方面で多様な御議論があるところでございます。さらに、この問題については、与党の方でもその在り方等について御議論がされているところでございますし、法務省としてはもちろん、この課題は非常に重要な課題でありますし、いつかの段階で何らかの結論をみるべき課題とは考えておりますけれども、現時点では、民事局として具体的な取組を行う段階というよりは、むしろその議論を注視させていただいて、それを踏まえて対応するべき課題と考えております。そういう意味で、政策評価の対象でなくなったというよりも、現段階の状況を踏まえて一度記載からは外させていただいて、しかるべき段階、しかるべき状況でまた御議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

○川端座長：ほかに御質問等ございませんか。

では、次に基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○柿崎官房参事官：それでは、34ページを御覧ください。

基本政策Ⅱにつきまして、施策名「検察権行使を支える事務の適正な運営」から御説明いたします。

本評価は実績評価方式を採っておりますので、実施計画は事前分析表により作成しております。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るというものでございます。その上で、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度等に対する通訳人の理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処すること、また、検察における犯罪被害者の保護、支援を充実させるために、職員の意識や対応技能の向上を図ること、一般市民等に対して、刑事手続における検察の機能や役割を周知し、裁判員裁判への積極的な参加を促すことを目標としております。

計画の内容といたしましては、通訳人に対する研修、被害者対応職員に対する研修、検察に関する広報活動という三つの測定指標について目標を設定しておりまして、研修を実施することにより、通訳人や被害者対応職員の能力の向上を図ること、検察の意義や役割を理解してもらうための効果的な広報活動を実施することをもって評価を行うこととしております。

次に、38ページを御覧ください。

「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明いたします。

本評価も実績評価方式を採っております。この施策は、被収容者個々の状況に応じた適切な処遇を実施することなどによりまして、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るものであり、被収容者の再犯あるいは再非行を防止するために重要となる出所後あるいは出院後の就労の安

定のため、刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導の充実を図ることや、矯正施設に配置された就労支援スタッフ等を活用した就労支援の充実等を図ることを目標としております。

計画の内容といたしましては、刑事施設における職業訓練の充実度あるいは刑事施設における就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合、少年院における就労支援実施人員の割合という三つの測定指標について、目標値を設定し評価を行うこととしております。

次に、43ページを御覧ください。

「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明をいたします。

本評価も実績評価方式を採っております。この施策は、更生保護活動を通じて保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進するというものでございます。特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することや就労支援を強化することにより、保護観察対象者の改善更生を促進すること、更生保護施設を活用した自立支援を積極的に実施すること、民間の犯罪予防活動を促進することを目標としております。

計画の内容といたしましては、性犯罪者処遇プログラム受講後に問題性の低下が認められた者の割合、保護観察終了者に占める無職者の割合、更生保護施設の収容保護の実施状況、犯罪予防活動に係る作文コンテストの応募学校数という四つの測定指標について目標値を設定し、評価を行うこととしております。

次に、49ページを御覧ください。

「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。

本評価も実績評価方式を採っております。この施策は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図るといったものです。

計画の内容といたしましては、精神保健観察事件の年間取扱い件数のうち、保護観察所長の申立てによって処遇終了の決定を受けた者及び期間満了者の割合、これは言い換えて申しますと、一般精神科医療等への移行がなされ、社会復帰を実現したと評価できる者とみなすことができますが、この割合を測定指標として目標値を設定し、評価を行うこととしております。

次に、52ページを御覧ください。

「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。

本評価も実績評価方式を採っております。この施策は、破壊的団体等に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて公共の安全の確保を図るといったものです。

計画の内容といたしましては、教団の活動状況及び危険性の解明、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況、破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況という三つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○川端座長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問をお願いいたします。

○伊藤委員：矯正施設の部分で質問したいと思います。

刑務所等から出所した後に再び罪を犯さないためには、仕事に就くということが非常に大切

であると思います。39ページのところで、就労支援スタッフというものを配置して、それによって就労支援をしているという過去の実績、データがあるのですけれども、この真ん中のところの9.2パーセント、平成22年度で、これは全出所者中の就労支援実施人員ということになると思うのですが、ちょっと数字が低いと思ったのですけれども、多分、出所する人の中にも、既に自分が出所した後の仕事等についてめどがついていたりして、就労支援を求めない人というのも多分いると思います。そういう中で、就労の支援を求めている人に対してどれだけ支援ができたかということの評価の方がいいのではないかと。この下の少年院についてもいえることなのかもしれませんけれども、つまり実際に仕事を求めている、自分では何ともならないので何とか支援してほしいという人のニーズにどれだけこたえられたかという評価というのはできないのかということをお聞きしたいと思います。

○矯正局：矯正局成人矯正課の小山でございます。

今、委員がおっしゃられた点につきましては、就労支援スタッフによる就労の支援は、希望者に対してはほぼ全てできているというような認識でございます。委員がおっしゃられましたように、もちろん受刑者が出所するときに二つの大きなグループがございまして、就労支援を希望する人たちと希望しない人たちというのがあります。希望する人たちの中には、委員がおっしゃられたように、自分の御家族とか前の雇主さんとか、そういう方々の支援で就職が決まっていく方がおられて、希望しているけれども就職が自分たちで見つけられない人たちに対して、この就労支援のスタッフの方で支援をしていこうということが、今までのところでございます。そういう方に対しては、ほぼ全てフォローできているということを考えております。ただ、今後は就労の支援を希望しない人、もう国の世話なんかならないとか、自分は自分で生きていくんだとか、そういうような考えで出ていくような人たちに、刑務所に在所中から働きかけて、就労支援をして社会復帰をし、再犯をしないで新しい被害者を出さないというようなことで、この割合を引き上げていこうと考えておるところでございます。

○川端座長：伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員：はい。

○田辺委員：1点だけでございます。こちらの検察権の行使を支える事務の適正な運営のところ、評価のところではございませんけれども、36ページのところの達成手段のところ、①の司法修習の実施とか、それから情報管理の運営というのは分かるのですけれども、③のその各種犯罪への対応の中で出ているこの費用が何を含んでいるのかというのが、ほかと比較してという意味もあるのですけれども、全く分からない。例えばこれは人件費なのか、それとも事務費なのかというようなところが、どういうものが含まれているのかとちょっと見当がつかないので、そここのところの御説明をいただければと思います。

○刑事局：これは各種犯罪対策ということ掲げて予算要求をしているところであり、まず犯罪対応の部分がメインですけれども、人件費が入っているかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、後ほど御回答させていただきます。

○川端座長：それでは、私からもお聞きしたいのですけれども、毎回同じことを申し上げて申し訳ないのですけれども、非常に通訳の能力の向上というのは重要だと思うのです。しかし、ここでは常に研修、これも50人とか70人という非常に極めて少人数の研修をやって、研修を受けた人がどのくらい満足したかというのを、政策が効果的であったという指標にずっと使い続けておられるのですけれども、政策目標としては通訳の能力の向上なので、通訳が本当に

能力が向上しているのかというのを測らなければ指標としての意味がないのではないかという気がどうしてもするわけです。少なくとも研修に参加した人がどれくらい能力が向上したかというのは測るべきだし、しかしそういう研修を受ける人が50人とかそういう少人数しかないということを考えれば、もっとこの五千何百人もいる通訳の人たち全体の能力を向上させるような政策をやはり考えなければいけないのではないか。例えば通訳の能力の検定制度を作るとか、そういうことが必要なのではないかという気がしますけれども、それはどうなのかという点です。

それから、研修会をやる意義として、研修参加者のネットワークが築けるようになると書かれていますけれども、50人の参加者の私的なネットワークが事実上できるというのでは余り意味がないので、そういう通訳に携わっている人たち全体を対象とした、インターネットを使って意見交換のできるようなページを法務省のホームページの中にどこかに設けるとか、そういう施策を考えるべきなのではないかという気もするのですけれども、以上の点はいかがでしょうか。

○**刑事局**：まず能力の関係ですけれども、もとより通訳人の能力確保というのは重要な課題だと思っております。登録の段階で、語学面での能力がある方になっていただいているわけですが、刑事法あるいは刑事手続についての知識がない場合が通常ですので、そういった面の知識あるいは捜査上の通訳の場面で留意していただくべき事項について研修を行っているところです。これについて、どういった形の検定というのができるのかというのは難しい問題があるかと思っております。

2点目の通訳人の方々の意見交換、そういった場になるのかは分かりませんが、疑問に思われることとか悩みを持たれる場合ということがあろうかと思えます。そういった面にどういう対応ができるのかはまた検討させていただきたいと思えます。

○**六車委員**：今のことに関連してなのですけれども、被告人であった外国人の方とか、その弁護士さんとか、そういう人たちからの情報というかアンケートというか、第三者というか、実際にそこに通訳の方に世話になった方がどう思っているのかと。それから悪い情報を集めているのかどうか。通訳のおかげでひどい目に遭ったというような情報が全然ないのかどうか。そういう観点から、要するに本当に通訳人の質が上がって、それで検察権の行使を適正にするという、そこが一番もとなわけですから、そういう悪いというか、あるいは第三者の観点からの情報がだんだんよくなっていると。苦情が減ってきたとか、そういうことによって本当の評価が出てくるのではないかと思いますので、ちょっと意見みたいなものなのですから、一言申し上げました。

○**刑事局**：もちろん通訳の正確性が争われる事案もあり、そういった事案で、公判の審理などで争われることとなりますので、その結果などについては、通訳人の方の正確性に係る情報として、それぞれの庁で把握をしていくということになろうと思えます。

○**六車委員**：そういうふうにはっきり把握されているのであれば、それを皆さんが共有できるのか、どういうときにどういう間違いが起きるとか、あるいはどういうときに、通訳の正確性が争われがちのところはどういうところなのかとか、そういうのはそれほどはないでしょうから、実際に起きたときにそういう情報を通訳の皆さんたちに共有するとか、あるいは検事さんたちに流すというか、知らせるというようなことをされるような、実質的に検察の力が上がっていくという、そういう観点が大事ではないかなと思えました。

以上です。

○川端座長：今の点などは、FAQ, Frequently Asked Questionsみたいな形にして、データを蓄積することは可能なのではないかと思うのですけれども、そういうことはされていないのですか。

○刑事局：通訳上の留意点などにつきましては、研修の中でも講義・講演が入っているところです。ただ、それが御指摘のような形というのは、申し訳ございませんが承知しておりません。

○山根委員：破壊的団体等の規制のところなのですが、目標として、必要に応じて関係機関や国民に適宜情報提供ということが挙がっていて、54ページの測定指標として情報の収集と情報提供の状況というふうになっています。これは具体的にどういう情報が国民に提供されているということなのか、教えていただきたいと思います。

この下のホームページへのアクセスというのは、この件数は法務省全体のホームページのアクセスということなのでしょうか。そのあたりも教えてほしいと思います。

○公安調査庁：公安調査庁の赤木でございます。

まず、情報提供でございますけれども、ここはまず政府の関係機関への情報提供、破壊的団体の規制に関する調査等の過程で得られたものを、官邸を始め、関係機関に提供しているということと、あと全般的な治安あるいは公共安全に関する情勢を国民の皆様にお伝えするというのを、両方含んだ概念でございます。

前者については、いろいろな枠組みで適用しておりますけれども、国民の皆様に対しましては、ホームページでもお伝えをしております。ホームページの中には、例えば毎年治安、あるいは「内外情勢の回顧と展望」と申しますけれども、冊子にまとめたものをアップロードして、皆様に御覧いただけるような形にしたり、あるいは国際テロに関する資料を作成して、これは皆さんに全て配っているわけではございませんけれども、冊子にして必要な方、これはプレス等も含めて配っていったりというような形で、情報提供を行っているところでございます。ホームページのアクセス数につきましては、法務省のホームページの中の公安調査庁の部分に対するアクセス数だというふうに承知はしておりますが、すみませんが確認させていただきたいと思います。

○山根委員：情報提供というのは、広く全般のこの事案に関する情報提供ということですか。

○公安調査庁：そういうことでございます。

○山根委員：分かりました。オウムに関する情報提供かと思っておりましたので。

○公安調査庁：オウムに関する情報提供は、別途2で、地方公共団体に対する直接的な情報提供ということで別途設けさせていただいておまして、そのほかオウムを含めた全般的な公安情勢についての情報提供ということでございます。

○伊藤委員：保護のところでお聞きしたいと思います。

45ページで、学校で犯罪予防をテーマとした作文コンテストを実施しているということですが、この犯罪予防をテーマとした作文コンテストというのはちょっと表現が抽象的で、具体的にどういう、例えば法務省でテーマを年ごとに決めて、それについて何でもいいから書いてもらうというような形で作文を応募しているのかどうか、その辺を教えていただきたいのと、それとこれは学校数を書いているのですが、実際にその学校は全員が書くのでしょうか。つまり、実際に書いて応募する生徒数というのがもしもあるのか。

それと、先ほどの法教育のところとこれはつながると思うのですが、要するに法教育をして、

その成果として学校で教えた部分について何らかの作文を書いてもらうとか、そういうふうなつながりがあれば分かるのですけれども、単にテーマ設定だけして作文を募っているのか、その辺について法教育と連携するようなことは考えておられるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○**保護局**：保護局の幸島でございます。

ただいまの御指摘でございますけれども、犯罪予防活動は大変広範囲な活動を各地で展開しておりますが、この中で、今、御指摘の作文コンテストにつきましては、現在、小学校が大体全国で2万2,000校、中学校が大体1万1,000校弱だったかと思いますが、その中でこれだけの数の協力を得ているという数字でございます。テーマにつきましては、何か特定のテーマというよりも、犯罪や非行のない明るい社会づくりというようなことをテーマとして公募しております。それぞれ、これは学校に協力してもらうという意味は、全校の生徒に書いてもらうというよりも、一番大きいパターンは、毎年7月が社会を明るくする運動の強調月間ということもありまして、夏休みに子どもたちに考えていただいて、そして作文を書いていただく、それを提出していただくという形でございます。あくまでもこれは児童、生徒に呼び掛けて出してもらうということなので、全校生徒に必ず出してもらうというような宿題みたいな形ではございません。一応私どもでは、今、そういう現状であるということを御報告申し上げたいと思います。

○**伊藤委員**：後段の部分は、私の意見として言っておきたいと思います。

○**川端座長**：それでは、私からも少しお聞きしたいのですけれども、36ページを見ると、司法修習の予算が毎年減り続けているのではないかという気がするのですけれども、これはどうしてなのかということが一つです。同じことをやっているはずだから、予算がどんどん減るというのは変だと思うのですけれども。

○**刑事局**：司法修習は、御案内のとおり、裁判所で実施されております。これは、法務省、検察庁の分でありまして、行政経費の節減といった要請もありますので、額については若干減りぎみということですが。

○**川端座長**：それから、44ページの性犯罪処遇プログラムですけれども、これを見ると、平成23年度の目標というのが0.8パーセント増を目標としたとなっております。指標を見ると、平成21年度から平成22年度にかけて1.1パーセントほど効果があった割合が減っているのですけれども、まずその減少した原因というのが一体何であるかということの分析はされているのかどうかということと、0.8パーセント増にしても平成21年度には達しないわけですが、その0.8パーセントという数字に一体どんな意味があるのだろうか。それは意味のある差なのだろうかということも、この平成21年度と平成22年度の差の分析をしないと分からないと思うのですけれども、その辺はどう判断されたのでしょうか。

○**保護局**：今、座長が御指摘の点につきましては、性犯罪者のプログラムが開始されて以降の、今、蓄積をしているところでございまして、その検討も当然、今後、現在もしておりますが、していかなければいけないところだと思います。

それから、0.8パーセント増ということにつきましては、座長御指摘のとおりでございますけれども、平成21年度に91.3パーセントという数字がありますものですから、やはりその91というラインは守っていかなければいけないのではないだろうかということを出させていただいています。ただ、統計的な有意の問題とかは、今後検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

○佐久間委員：ちょっと細かいことになるのかもしれませんが、平成23年度目標値というのがいろいろなところに書かれていて、例えば53ページの関係地方公共団体の長からのうんぬかんぬんで、目標値が36.5日と書いてあるのですが、説明を読むと、それが過去5年間の平均所要日数が36.5日、それより短縮することを目標としたということは、この36.5と書いてあるのは、これより短縮するというのが目標だということなのかどうか。そうすると、ちょっと書き方の問題、44ページは逆に前年と比較して減少ということなので、減少というのは入っているの、36.5日より減少するということなのかどうか。

もうちょっと言えば、これは平成21、22年度でかなり減ってきているけれども、これは案件によると。これは非常によく分かります。私も会社で財務から弁護士費用を削れと言われて、それは年によって中身が全然違うのだから、意味のないことを言うなど言っているわけなので、単純に前年と比較して減らせればいいというものでは決してないというのはよく分かるのですが、ただちょっとここが目指しているところと目標値が合っていないような気がいたします。

以上です。

○公安調査庁：今、委員がおっしゃられたとおり、前年より減らすという形になりますと、これは実際に立入検査などを行ってから地方公共団体等に情報提供するまでの期間ですので、その間の得た情報のボリュームなどもありますので、当然、毎回提供できる時間というのは左右されますので、5年の平均値をとらせていただくという形にしておりますが、いずれにしても、この36.5日という平均からできる限り減らしていきたいということを目標として掲げているということで、お答えになっていきますでしょうか。

○佐久間委員：ということが目標値だということですね。36.5日より短縮するということで。

○公安調査庁：短縮するという目標にさせていただいているということでございます。

○六車委員：今の御議論は全く同感なのですが、何か統一された方がいいのではないのでしょうか。前年と比較して減少というのと、ただ36.5日と書いてあるのではどういう意味なのか、一言書いていただければ、今のような疑問は出てこないのではないかと思います。

○公安調査庁：書き方として、過去5年の平均値よりも減らすという書き方でございます。御指摘は承りましたので、検討させていただきたいと思っております。

○川端座長：それでは、次に基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳ「国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理」及び基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○柿崎官房参事官：それでは56ページを御覧いただきたいと思っております。

「登記情報システム再構築事業」につきまして御説明いたします。

本実施計画につきましては実績評価方式を採っておりますが、平成18年度から平成22年度までの間、成果重視事業として登記情報システム業務・システム最適化計画に基づき実施されてきたものでございます。平成22年度におきまして最適化計画が終了しておりますために、平成23年度につきましては成果重視事業としての予算措置がされておられません。したがって、平成23年度の実施計画におきましては、成果重視事業としてではなく、実績評価方式による事前分析表という形で作成をいたしております。しかし、内容としては、これまで実施されてきました事業に係る言わば最終の評価を行う必要がありますことから、これまでと同様に、運用経費の削減額を測定指標としておりまして、平成23年度における登記情報システムの運用経費

を、平成15年度と比較いたしまして130億円削減するという事としております。

次に60ページを御覧ください。

「人権の擁護」について御説明いたします。

本評価は総合評価方式を採っております。計画の内容といたしましては、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを基本目標といたしまして、啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の接触状況等の情報を収集し、分析するとともに、他省庁における調査結果を活用して、人権相談、調査救済の取組の方向性について検証を行うなどして、本施策の問題点を把握し、その要因を分析評価することとしております。

続きまして、63ページを御覧ください。

「国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理」について御説明いたします。

本評価は総合評価方式を採っております。計画の内容といたしましては、国の利害に直接関係のある本案訴訟を適正、迅速に追行することを基本目標として、各種研修等を通じて訟務担当者の能力を向上させることや、事務処理の効率化などによりまして、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図ること、また、法律意見照会制度の積極的利用の促進状況などを分析することにより、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し評価することとしております。

次に、65ページを御覧ください。

「出入国の公正な管理」について御説明いたします。

本評価は総合評価方式を採っております。また、最終的な評価を平成25年度に行うこととしており、平成24年度は中間報告を行うということになります。

計画の内容といたしましては、不法滞在者を生まない社会の構築を図るとともに、共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うことなどを基本目標といたしまして、新しい在留管理制度の構築のための関係法令について、施行後の状況等を分析して必要かつ十分な法整備の実施がなされているか評価すること、不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況や、これに対する入国管理国の取組の実施状況とその問題点を検証すること、出入国審査の審査待ち時間を20分以内に行うとする目標の達成状況や審査待ち時間の短縮に向けた取組に対する実施状況等を検証することなどによりまして、総合的な分析を行い、評価をすることとしております。

基本政策ⅢからⅤに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

○田辺委員：登記のところで、最終的な目標はこの登記情報システムの運用経費の削減額ということになっておりますけれども、ここの59ページのところに震災復興の推進というところで、恐らく3次補正か何か以降の金額が今後入ってくるのだらうと思いますけれども、それがその1のところに明らかに影響するのだったら、ここの影響だけは省いて削減費というのを考えていくということ、あらかじめ宣言しておいた方がいいような気がいたします。ここはどうしようもなくやはり掛かってしまうと思いますので、その時点のところでそういう対応でいただければと思っているという、それだけの話でございます。

○民事局：今、御指摘いただいた点でございますが、今回の政策評価で評価いただいております13

0億円の削減という目標値自体、平成22年度末までに実施いたしました新システムへの移行に伴う経費の削減というところがございます。そういう意味では、震災の発生により、もちろん新たな諸施策を別途講じているところがございますけれども、今回評価いただく運用経費の削減ということに関してのみ言いますと、平成22年度末までに実施したものの成果が平成23年度の数字に出てくるといふ仕組みになっておりますので、この従来御議論いただいたとおりの形で評価をいただければと考えております。

○南雲委員：今までのところもそうなのですが、法務省が所掌する政策と他の行政機関の政策と関係する内容については、その関係をあらかじめ明らかにするように努めるということが、資料2の2(2)の一番最後のところに書いてあるのですが、その場合、この61ページにあるような、ここには厚生労働省、内閣府というふうに出ているのですが、そのほかのいろいろなこの評価方式に合わせたときに、他の行政とのかかわりというのが余り書かれていないのです。それで、特にこの61ページの厚生労働省の調査等を活用して法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件並びに人権相談の内容・件数との比較、検討を行う。これにより法務局との人権相談救済の取組の方向性について検証するとか、内閣府の調査を活用し、人権上の問題との比較検討を行うということが、この基本計画の中で言われているような、当該政策の目標と法務省が所掌する政策との関係をあらかじめ明らかにするということを言っているのか、この辺の他の行政機関との連携というのはどういうふうに行われていて、調査を参考にするだけなのか、他の行政機関とどういうふう調整をされて、この法務省が所掌する政策というものをより確実なもの、その実績を上げるための努力をされているのかというところが、今まで説明をいたした中で余り見えてきていないのですが、その辺について少しお答えをいただければと思います。

○人権擁護局：人権擁護局の葛谷と申します。

今、御指摘のありました、まず他の行政機関との関係、連携などはどうなっているのかという点について、当局での実情などについて若干申し上げますと、当局におきましては、大きく分けて、人権相談あるいは人権救済、啓発活動を行っております。例えば人権救済の分野につきまして、子どもの人権問題に関して言えば、厚生労働省で児童相談所をお持ちで、児童虐待などについての取組をされておりますが、どこそで児童虐待が行われているという情報などが法務局に寄せられた場合には、法務局でその事実を確認すると同時に、児童相談所にも通報いたしまして、児童相談所では、例えば一時保護ですとか、児童虐待に特化した仕組みを持っておりますので、そういうものの実施を促すといったように、個々の事件ごとでの連携などを行っております。

あと、厚生労働省や内閣府の調査の結果などをどう活用しているのかということなどにつきましては、例えば、これらにより人権課題として、子ども、高齢者、障害者、女性など、人権の関心の高い分野、重点的に取り組むべき分野があるということ把握して、例えばそれぞれの人権問題についての相談強化週間を設けまして、特に相談を受け付ける取組を強化しましたり、あるいは女性の人権問題専用のホットラインですとか子どもの人権110番ですとか、そういう電話相談窓口を設けたりするなどの取組をしているところでございます。

○佐久間委員：ちょっと今のお話を聞いたところで、つい目が行ってしまったのですが、同じ61ページで、中学生人権作文コンテストを評価するのに、入賞作文の概要を記載すると書いてあるのですが、それはそれでいいのですが、ある意味では、当然それは一番理解を深めた例とし

てそれが出てくるので、これは評価のベースにはならない。逆にこれをやるのであれば、一番理解が深まっていない作文も同時に出さないと意味がない。若しくは、もう少し統計的にやらなければならない。我々企業でも、コンプライアンスのアンケートをして、一番よく分かったという人をやってもしょうがないので、少なくとも統計的に処理するという事なので、余りこれは意味がないのではないかと思います。これは非常に難しいので、そういう意味ではやっているということが意義があるので、この作文を記載することがどれほど意義があるのかなと。特に入賞作品ですね。

以上です。

○**人権擁護局**：理解が深まっていないものを出すというのは、なかなかすぐに実行するのは難しいという気がしておりますが、優秀な作品を取り上げたり、あるいは啓発の場などでも取り上げることによって、それがまた、それを見た中学生などに対して、更に人権の啓発効果を高めるという効果もあるものと思っております。

○**佐久間委員**：それ自身が悪いということではなくて、それがこのコンテストをやることの意味なり結果の評価になるということではないということだということを申し上げたので、それ自身が他の生徒の方にいい効果があると、これはそうだと思いますが、それをもって評価するというわけではないということの確認です。

○**人権擁護局**：実際そうした入賞作品が書かれているということ自体は、一つのその作文を書いていただくことを通じて理解を深めていただいたことの一つの結果にはなるのではないかとと思っております。

○**川端座長**：佐久間委員が聞かれているのは、この評価指標のところ、理解を深めたことの具体的事例として作文の概要を記載するというのはおかしいのではないかと、一番理解した例としてはこれがありますということはそれでは分かりますけれども、コンテストを行ったことによって全体の理解がこういうふうに深まりましたという指標をむしろ探すべきではないかという御質問だと思うのですけれども。

○**人権擁護局**：あと、その内容もちろんです、参加していただいた学校の数ですとか、あるいは提出していただいた中学生の方の数なども一つの指標にはなろうかと思っております。

○**六車委員**：63ページの「国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理」についてですけれども、総合評価方式というふうにありますけれども、ここで書いてあるのは審理期間とか、自分たちの体制の組織とか法律意見照会と書いてあるのですけれども、法務省が被告になる場合は別として、他の省庁が被告になって法務省の人が指定代理人になって裁判をやるのが大半だと思うのですが、そのお客さんというか、その人たちの反応というのはどうなのでしょう。実際にその官庁の主張がきちんと適正に出されたか、その結果、裁判がどうなったのか。それから、逆に法務省から見て、こういう役所から見て不当な主張をしると強く言われたのに対し、それをきちんと説明してその主張を引っ込ませるとか、その上で裁判所が対応したとか、法務省というか正義を担当するところとしてはそういう、こういう数もそうなのですから、今まで他の委員の方のいろいろな御質問も、結局、内容がどうなのかと、そこのところがよく分からない。ここのところなども、やはり一番知りたいところです。

要するに、国が被告になっている事件というのはすごく大きく取り上げられますから、そのところで法務省がどういう役割を果たしているのかと。そういう各省庁からの無理難題をうまく抑えてきちんとした主張をしているとか、そういうことがすごく評価として高いような気

がするのですが、そういうのはなかなか指数にするのは難しいと思うのですけれども、やはり法務省の実態というか、やっていることを正確に知っていただくというのには、何かそういうようなところもあっていいような気がするのですが、ちょっと意見みたいなものですが、一言言わせていただきました。

○川端座長：訟務部門いかがですか。

○訟務部門：訟務部門の竹中でございます。

まず、訟務の役割は、国民と国との訴訟について、国の立場から適正な主張、立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図るということでございまして、これによって法律による行政の原理は確保されることが期待されているということでございます。他の行政庁の反応はどうかと言われますと、我々としては普段からといいますか、法律意見照会ということも行っておりまして、そういういろいろな機会を通じまして、各省庁ともし何か紛争があった場合に対応できるような関係で意思の疎通を密にするというようなことを、常々行っているところでございます。

それから、法務省から見て不当な主張をしろと言われた場合ということですが、先ほど申し上げましたように、訟務の役割といいますのは紛争の適正な解決を図るということでございますので、言わば勝つ事件は勝つ、負けるべき事件は正しく負けるということで、そのところは行政庁に対して説得に努めているというところでございます。

○六車委員：ありがとうございます。安心しました。

○川端座長：同じページについて、これは日本語の話なのでつまらない指摘ですが、「追行」と書いていますが、こう書いてしまうと、これは日本語としては、後から行くとか追いかけていくという意味しかないのです。本来、正しくは「遂行」で、それを慣用的に「ついこう」と読んで、それは誤読であるというのはあちこちで指摘されていますけれども、漢字としてこう書いてしまうと完全な間違いになるので、漢字としては「遂行」とお書きになるべきではないでしょうか。

○訟務部門：この「追行」といいますのは、民事訴訟法の2条に「追行」という言葉が出ておまして、それに倣ってここに書いておるところでございます。表現がちょっと不適切ということであるならば、また検討させていただきたいと思えます。

○田辺委員：65ページ以降のところでございます。出入国の公正な管理ということで、特に在留管理制度の新しいものが構築されつつあるというところですが、一つは、ここで評価するものというのは、簡単に言うと、不法滞在者が少ないということと、あともう一つは、正当に入ってくる方々に対しては円滑にするというところでございますので、この平成23年度に關しましては総合評価方式という形でやっていただいて構わないのですけれども、ある意味では、インプリメンテーションみたいところが問題になるものに関しては、できれば実績評価で対応していただいて、それで数値目標等がきちんと見えるような形に移行していただいた方が分かりやすいのではないかと考えています。総合評価というのは基本的に、どこに問題点があって次にどうするという議論の評価方式でありますので、こういう毎年毎年、例えば現段階において不法滞在者が増えてうまくいっているのか、うまくいっていないのかというようなことを見やすくするためには、長期的か中期的か分かりませんが、こちらの方に移行なさった方が評価としてはやりやすいのではないかと考えたという次第が1点です。

それから、2点目は、不法滞在者5年半減計画というのは、初め聞いたときは無謀だと思

っていたのですけれども、見事に達成なさったことに敬意を表するのでありますが、このような政府全体の不法滞在者の数値目標というのは、今は何もないのでしょうか。

○入国管理局：入国管理局の丸山です。

まず、2点目の現在の不法滞在者の削減について、政府全体で目標があるかという点については、現在はございません。16年から5年でほぼ半減するということが目標でございました。その後は、当然、着実に減らしていくということが政府全体で共通認識だと思いますけれども、具体的数値は入っていないところでございます。

また、今後実績評価に変えられないかということについては、今回は新しい在留管理制度を導入するという点に重点を置いております関係で、法令の整備ということも当然しなければいけないため、総合評価をさせていただいておりますが、新しい在留管理制度ができた後、どういった目標を立てていくかということは、また当然考えさせていただきたいと思っております。ただ、総合評価といえども、審査待ち時間がどうなっているかとか、不法滞在者の数がこういうふうに移っておりますとか、あるいは偽装滞在の方はなかなか数が出にくいのですけれども、虚偽の申請をした人たちに対して在留資格の取消しという制度がございまして、それも順次取消件数あるいは調査の件数が増えておりますといった数値を示すことは可能です。とはいっても、違反者を何人捕まえるかみたいな感じで、数値目標は立てにくい点がございまして、成果としてこうやっております、増えております、あるいはこういう難点があつてなかなか増やすのは難しいですということを報告することは可能と思っておりますが、どういう目標を立てるかということは更に検討させていただきます。結果としてこういうふうになっておりますということは、いろいろ御報告はできて、それをどう今後生かしていくかということでは使っていけると考えております。

○川端座長：ほかはございませんか。

それでは、次に基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、また「成果重視事業」について、事務局から評価の概要を説明願います。

○柿崎官房参事官：それでは69ページからになります。

「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

本評価は実績評価方式を採っておりますので、事前分析表により作成をしております。この施策は、国際連合に協力して行う研修及び調査、支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌業務に関連して有する知見を他国に提供することにより、国際協力を推進するというものでございます。

計画の内容といたしましては、刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施、法整備支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家の派遣などを測定指標といたしまして、また研修の実施件数、参加人数、専門家の派遣依頼件数や人数に係る対応率などを参考指標としております。測定指標の目標の達成状況を踏まえながら評価を行うこととしております。

次に、77ページを御覧ください。

「施設の整備」についてでございます。

「大阪法務局北出張所新営工事」と「苫小牧法務総合庁舎整備事業」の二つの事業について説明をいたします。

本評価はいずれも事業評価方式を採っております。

まず、「大阪法務局北出張所新営工事」の事業でございます。平成14年度に事前評価を実施したものでありますが、施設の供用開始から5年を経過した後、本事業計画の効果について事後の評価を行うため、今回計画を立てるものでございます。

大阪法務局北出張所におきましては、経年による老朽化に加えまして、事務室、書庫とも面積不足となり、機能不全等による窓口サービスの低下を招いておりました。また、大阪法務局本局においては、裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関連した業務を処理している訟務部が裁判所から遠方にあるという事情にありまして、業務効率が悪い状態となっております。そこで、大阪法務局北出張所を現所在地建替え整備をすることにより、老朽化及び面積不足の解消を図り、大阪法務局訟務部を裁判所に隣接する大阪法務局北出張所の新庁舎へ移転させることにより、執務効率の向上及び利用者の利便の向上を図ることとして整備を行いました。

計画の内容といたしましては、業務を行うための基本機能などの実績に基づく効果の有無を確認することによりまして、本事業計画の効果を判定し、評価を行うこととしております。

続いて、121ページを御覧ください。

「苫小牧法務総合庁舎整備事業」につきまして説明いたします。

本事業につきましては、平成15年度に事前評価を実施したものでございます。施設の供用開始から5年を経過した後、本事業計画の効果について事後の評価を行うこととしているため、今回計画を立てるものです。

旧苫小牧法務総合庁舎は、経年による老朽化に加え寒冷地という環境による建物各部の傷みが著しい状況となっており、また出張所の統合受入れによる職員の増加等により著しい面積不足となっており、行政事務の円滑な遂行に支障を来し、さらに遠方からの来庁者が増加したことにより、慢性的な駐車場の不足の状態となっておりました。そこで、PFI方式で現所在地建替え整備をすることにより、老朽化及び面積の不足の解消を図るとともに、適切な駐車台数を確保して、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を図ることとして整備を行いました。

計画の内容といたしましては、業務を行うための基本機能などの実績に基づく効果の有無を確認することにより、本事業計画の効果を判定し、評価を行うこととしております。

最後に、163ページを御覧いただきたいと思っております。

成果重視事業である「出入国管理業務の業務・システムの最適化」について御説明いたします。出入国の公正な管理につきましては先ほど御説明したところですが、ここでは業務・システムの最適化について説明をさせていただきます。

本事業につきましては、最終的な評価を平成26年度に行うこととしており、今回は中間報告ということになります。

計画の内容といたしましては、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステムの導入、新しい在留管理制度の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としております。目標の達成度合いにつきましては、平成19年度から平成25年度においては、最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定をすることとしております。

説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、今の説明に関して御意見、御質問があればお願いいたします。

○田辺委員：1点だけ。いただいた結論には全然異議はないですけれども、一つだけ、こちらの大阪は一般の方式で、苫小牧はPFIになっているのですけれども、こういう違いはこの事業評価の中でどんな形で出てくるのでしょうか。

○施設課：施設課の大塚です。

若干、北出張所は、苫小牧より1年早い時期に要求しまして、そのときにはちょうどPFIということが余り盛り上がっていませんでした。だんだん経過していくうちに、その翌年度に、各省庁の1庁でもひとつやったらどうだとか、そういう話があって、施設課としては試行として苫小牧をPFIでやりました。通常BTOと言っている運営を含まない箱物PFIというもので、苫小牧はPFIを入れてやって、北出張所は通常ので行ったということです。

○田辺委員：要するに、このPFIの方は実験的にやってみるというような位置付けでしょう。

○施設課：PFIを大きなものをどんとやるのは何だろうということもありまして、苫小牧法務総合をひとつ試行でやってみましょうというのが、当時の予算要求段階でいろいろありまして、そういうふうになっています。

○川端座長：そのほかございませんか。

それでは、ないようですので、本日の審議事項については終了いたしましたので、ほかに御発言がないようでしたら、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○刑事局：申し訳ございません。刑事局ですが、先ほど36ページの検察権行使を支える事務の適正な運営の各種犯罪への対応の部分の予算の内容についてお尋ねがございました。まず、人件費が含まれているかというお尋ねでございましたが、これは人件費は含んでおりません。特捜、財政経済事犯、あるいは地方の選挙の取締りなどの関係で、職員の旅費でありますとか、その他の協議会などの経費や、測定指標にありますけれども、通訳人の研修あるいは被害者対応職員の研修などの経費がこちらに入っております。

○田辺委員：すごく分かるのですけれども、これは政策達成手段のところは分けて表記した方が、それで金額を出した方が分かりやすいのではないのでしょうか。人件費が入っていないというのは恐らくそうだろうと思ったのですけれども、これだといろいろなものが本当にごっちゃになって入ってしまいますので、ちょっと分かりづらいというのが正直な感想です。

○刑事局：御指摘を頂戴しましたので、また検討させていただきます。

○川端座長：では、連絡事項をお願いします。

○岡村補佐官：本日は、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日の御意見を踏まえまして、改めて計画の内容について検討いたしまして、11月中をめどに取りまとめまして、法務省ホームページで公表したいと考えております。

例年3月に開催する懇談会におきまして、翌年度の事後評価の実施に関する計画案について御審議いただいているところですが、現在、総務省におきまして、本年度試行的取組とされました目標管理型の政策評価の改善方策について、本格実施に向けた検討が行われているという状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、年度内に総務省から明らかな方針が示されるかどうかにつきましても、不確定な状況ということになっております。したがって、次回の懇談会の開催の詳細につきましては、その検討状況等も踏まえまして、後日、事務局から御連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところありがとうございました。

○川端座長：それでは，時間となりましたので，本日はこれで閉会とさせていただきます。  
皆様，どうもありがとうございました。